

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目 について

－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－

平成２２年１０月１日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第 1 はじめに

平成 22 年 4 月 1 日に施行された北本市自治基本条例には、北本市の憲法として市民、議会、行政の役割をはじめ、まちづくりを進めるうえでの基本的な事項が定められています。

この北本市自治基本条例は、まちづくりを進めていく上での理念については記載されていますが、その理念に基づいてまちづくりを進めていくためには、具体的な手法を明らかにしておく必要があります。

私たち北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、北本市自治基本条例第 18 条の規定に基づく、市民の参画及び市民と市との協働に関し必要な事項を定める条例の制定、さらに、北本市自治基本条例第 22 条と 23 条に規定されている市民の公益活動を促進する施策を検討するために組織されました。

6 月から始まった会議は、まず、この北本市自治基本条例を委員の一人ひとりが共通して理解することから取り組みました。

そして、「市民参画」、「協働」、「市民活動支援」の順番で検討を進めることを決めました。

短期間で集中的に会議を開催し、グループ討議を行うなど、議論を重ねることにより、このたび、市民検討委員会として市民参画推進条例に位置づけるべき項目をまとめましたので、中間報告としてその内容をお知らせします。

平成 22 年 10 月 1 日

北本市協働推進条例等市民検討委員会

第 2 会議の経過

会議の開催状況及び討議内容については以下のとおりです。

第 1 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 6 月 23 日(水曜日)午後 2 時から

文化センター第 1 研修室

- ・委嘱状交付
- ・自己紹介
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・北本市自治基本条例について
- ・委員会の役割と今後の取り組みについて

第 2 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 7 月 5 日(月曜日)午後 1 時 30 分から

文化センター第 3 研修室

- ・北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会検討報告について

第 3 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 7 月 20 日(火曜日)午後 1 時 30 分から

文化センター第 2 会議室

- ・北本市における市民参画制度の現状について

第 4 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 7 月 29 日(木曜日)午前 9 時 30 分から

コミュニティセンターコミュニティ集会室

- ・北本市における市民参画制度の現状について 2

第 5 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 8 月 10 日(火曜日)午後 2 時から

文化センター第 1 研修室

- ・北本市における市民参画制度の現状について 3

第 6 回 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 8 月 23 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分から
北本市役所研修室

- ・ 他市の市民参画制度の研究

第 7 回 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 9 月 1 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分から
文化センター第 3 研修室

- ・ 北本市市民参画推進条例に位置づける項目の検討

第 8 回 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 9 月 15 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分から
文化センター第 3 研修室

- ・ 北本市市民参画推進条例に位置づける項目の決定

第 9 回 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 9 月 21 日 (火曜日) 午後 1 時 30 分から
文化センター第 5 会議室

- ・ 北本市市民参画推進条例案について
- ・ 北本市協働推進条例の検討の進め方について

第 10 回 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 10 月 1 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分から
文化センター第 1 研修室

- ・ 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告について
- ・ 他市の協働推進条例に位置づけられている項目について

第3 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について

1 目的

北本市自治基本条例第18条の規定に基づき、市民の参画に関し必要な事項を定める

【項目の解説】

- ・市民参画推進条例は、北本市自治基本条例から委任された条例として、行政が市民の意見を反映した市政運営を行うために必要な制度等について定めるものである。

2 定義

- (1) 北本市自治基本条例で定義している用語は定義しない
- (2) ワークショップ、アンケート等説明が必要なもののみ定義

【項目の解説】

- ・北本市自治基本条例の委任条例として定めることから、市民参画条例に規定する用語のみを定義する。
- ・項目中に「この条例において使用する用語の意義は北本市自治基本条例において使用する用語の例による」と規定しておく必要がある

3 基本原則

- (1) 市民と市長等の情報の共有
- (2) 政策の企画立案時等できるだけ早い時期からの参画
- (3) 市民の自主性と参画の機会の保障
- (4) 市民と市長等が相互の役割と責任を尊重して行う

【項目の解説】

- ・まず、市政に関する情報がすべての市民に分かりやすく、かつ的確に伝わっていなければ、参画の機会を設けても実際の参画にはつながらない。
- ・行政が市民参画を求める時期について、委員会では多くを議論した。行政が事業内容を固めてから市民に意見を聞くのではなく、企画立案の段階で、市民の意見を聞くことが重要である。

4 市民の役割

- (1) 自らの行動と発言に責任を持つ
- (2) 北本市全体の利益となるよう留意
- (3) 市民相互の自由な発言を尊重し、合意形成に努める

【項目の解説】

- ・中間報告（案）の段階では項目の見出しを「市民の責務」と「市長等の責務」と整理していたが、市民が条例を見たときに、違和感のない用語としてそれぞれの「役割」という表現に改めた。

5 市長等の役割

- (1) 情報共有のための的確で迅速な市政情報の提供
- (2) 参画の機会の確保と拡充
- (3) 市民の意向を把握し、施策への反映に努める

【項目の解説】

- ・委員会では、情報共有が最重要であることが確認された。的確かつ「迅速」に情報提供する必要がある。

6 市民参画推進計画

- (1) 市長は、その年度における市民参画の予定を取りまとめ、市民参画推進計画を作成し、これを公表する
- (2) 市長は前年度における市民参画の実施状況を取りまとめ公表する

【項目の解説】

- ・行政が年度毎に市民参画の計画を作成、公表し、翌年度にその結果を明らかにすることにより、市民参画推進のPDCAサイクルが見えるかたちになる。
- ・この規定は、重要な規定となることから、市長等の責務の次に記載することとした。

7-1 市民参画の対象

- (1) 北本市の基本構想、基本計画等基本的計画の策定または変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定改廃
- (3) 市民に義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 公共の用に供される施設の整備にかかる計画等の策定また

は変更

- (5) 前各号に定めるもののほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの

【項目の解説】

- ・委員会では市民参画の対象として予算編成を位置づけることができないかを検討したが、現在の状態で、市民参画を求めることは難しいと判断した。
- ・今後、市民の参画能力が上がっていくことが考えられることから、参画の対象の見直しも必要となるものとする。

7-2 市民参画の適用除外事項

- (1) 定型的又は経常的に行うもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 市長等内部の事務処理に関するもの
- (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (6) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

【項目の解説】

- ・この項目は、「7-1 市民参画の対象となる業務」のうち、適用除外とする業務を規定するものである。

7-3 参画を実施しない場合の理由の公表

市長等は、参画を行わない場合は、その理由を公表しなければならない。

【項目の解説】

- ・行政が「7-1 市民参画の対象となる業務」のうち、「7-2 市民参画の適用除外」にあてはまらない業務で、市民参画を行わない場合は、その理由を市民に広く公表する必要がある。
- ・市民から説明を求められたときには、説明責任を果たす必要がある。

8 参画の方法

- (1) パブリック・コメント手続
ア 現在運用している「北本市パブリック・コメント実施要綱」

- を確認し規定する
- イ 単独の条例とはせずに、市民参画推進条例の中に位置づけることが望ましい
- (2) 審議会等（附属機関の委員及びこれに準ずるもの）
- ア 現在運用している「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を確認し規定する
- イ 確認事項
- ・委員の年齢の上限（75歳）については、撤廃すること
 - ・公募委員の人数を現状より拡大すること
- (3) 市民説明会
- ・事案の説明などを通して、複数の市民の意見を聴取し、又は討議する必要がある場合に実施
 - ・参加者が理解を深められるよう資料等の充実に努める
- (4) アンケート
- ア 市政に係る重要な施策または課題等について、多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要な場合に実施
- イ アンケートを実施する際には、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない
- ウ アンケートを実施したときは、その結果について非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない
- (5) ワークショップ
- ア 複数の市民あるいは市民と市長等が議論、共同作業等を行い、課題、問題点等の抽出と選択を通して、一定の合意形成を図る必要があるときに実施
- イ 極めて早い時期から市民参画を行うことが適当と認められる場合に実施
- (6) インターネット・モニター
- ア **12 市民登録制度**との統合について検討
- イ 登録した市民に対し、インターネットを使ったアンケートのみならず審議会等の委員の公募の情報等市民参画に関する情報についても提供する
- ウ 年齢と登録人数を制限しない
- (7) 市民政策提案制度
- ア 市民は10人以上の連署をもって政策の提案ができる
- イ 市長等は提案事項の内容を検討し、提案に対する市長等の考え方を代表者に通知する
- ウ ア、イの内容を公表する

エ 手続きの進め方や様式については、別に規則で定める
(8) その他の効果的な方法

- ・ 市長への手紙
- ・ タウンミーティング
- ・ 出前講座

【項目の解説】

- ・ 市民参画の方法については、現在、北本市で実施されている市民参画の制度を一覧化するとともに、新たな制度を提案した。
- ・ パブリック・コメント手続については、北本市自治基本条例第20条に「別に条例で定める」と規定されているため、単独条例として整備することも考えられるが、委員会では、検討の結果、パブリック・コメント手続条例を単独条例として整備するよりも、市民参画の方法のひとつとして整理した方が、市民にはわかりやすいということから、市民参画推進条例の中に位置づけるべきという結論を得た。
- ・ インターネット・モニター制度については、「12 市民登録制度」を整備することから、市民参画推進条例案作成の段階で統合について検討する必要がある。
- ・ 行政が主となって市民に対し参画を求めるものとは対称に、複数の市民が行政に対し、事業を提案する制度としての「市民政策提案制度」の整備が必要である。
- ・ 「(8) その他の効果的な方法」のうち、タウンミーティングは現在、実績がないようだが、重要な制度である。市民からの申込みがなくても、各地域に市長が出かけていき、市民の声を直接聞くことは市民参画を推進する上で重要な取り組みである。

9 参画の実施（マッチング・ルール）

- (1) パブリック・コメント手続＋上記7 参画の方法(2)～(5)に記載するもののうち1以上を選択し、必ず実施する
- (2) 複数の手続を実施することが効果的と認められるときは、複数の手続を併用して実施する

【項目の解説】

- ・ この項目は、行政に対し、市政運営を行う際に市民参画を義務付ける重要な項目である。
- ・ 議会に議案を提出する前に行政がまとめた案を市民に公表し、意見を求めるパブリック・コメント手続は、北本市自治基本条例にも位置づけている最重要な参画制度として、その実施を必須とした。

10 参画手続の公表

- (1) 担当窓口及び市政情報コーナーでの閲覧
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 北本市公式サイトへの掲載
- (4) その他有効な広報手段

【項目の解説】

- ・参画手続きの公表は、市が通常実施している広報への掲載、北本市公式サイトへの掲載等のほか、実施する事業の内容に応じ、考えられる有効な手段で公表すべきである。
- ・「(4) その他の有効な手段」については、今後、市民も有効な手段を行政に提案していく必要がある。

11 出された意見の取扱い及び実施記録の作成と公表

- (1) 市長等は市民の意見を総合的、多面的に検討し、市政に反映するよう努めなければならない
- (2) 市民参画手続を実施した際には、その記録を作成し、公表する

【項目の解説】

- ・市民に参画を求めた際には、実施するだけでなく、参画の結果を、市民に公表するとともに、有効な意見は市政に反映すべきである。
- ・参画の結果を誰もが見られるようにしておくことにより、議会提案前の市民間の合意の過程が明らかになっていく。

12 市民登録制度

- (1) 市長は、市民参画を推進するため、行政活動に関心と意欲を持つ市民を公募し、公募委員登録者として登録する
- (2) 市長は、登録者に審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を積極的に提供する
- (3) **7 参画の方法** (6) インターネット・モニターとの統合について検討する

【項目の解説】

- ・市民参画に意欲のある市民に対し、登録制により市政情報を発信する制度を創設し、市民参画を推進する。
- ・市民参画推進条例を作成する際には、「8 参画の方法(6) インターネット・モニター」との統合を検討する必要がある。

13 推進評価機関

北本市自治基本条例審議会において市民参画の推進状況を審議する

【項目の解説】

- ・市民参画の推進については、北本市自治基本条例第26条に規定する北本市自治基本条例審議会が調査審議する。
- ・「6 市民参画推進計画」に基づき、各課において市民参画の推進が適切に行われているかを検証する。

14 条例の見直し

市長は、社会情勢及び市民参画手続の状況に応じてこの条例の見直しを行う

【項目の解説】

- ・北本市自治基本条例と同様に、条例の見直し規定を設けるべきである。

15 その他

- (1) 条例制定後に的確に制度を運用するための窓口整備（窓口の一本化）

【項目の解説】

- ・高尚な理念のもとに制度だけを設けてもその運用が的確に行われなければ制度を整備する意味がない。
- ・情報発信、計画管理、評価を一体的に行えるよう、現在課を分散して行っている市民参画に関連する業務をひとつの窓口で掌握するよう事務分掌を見直す必要がある。

第 4 まとめ

「市民主役のまちづくり」を掲げる北本市自治基本条例の理念に基づいたまちづくりを進めるため、市民が市政に参加する際のルールを定めるこの市民参画推進条例は、市民が個人としてできるまちづくりの手段を法制化するという意味では、大変重要度が高いものと考えています。

今後、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、この中間報告で、市民参画推進条例に関する研究を一区切りとし、次は、市民が参画という個人の活動から一步踏み出し、組織化して市民団体となってまちづくりを行う際の行政との関係を定める「協働」、「市民活動」の施策について研究を進めていくことになります。

これまでの市民検討委員会の議論から、私たちは、市民、議会、行政が適切な役割分担のもとに、それぞれが自らの役割を果たしながら互いに連携してまちづくりを進めていくことが重要であることを確認しました。

その意味からも、この市民参画推進条例には、項目は設定していませんが、行政が市民参画を求める際には、併せて関係する市民団体にも情報を提供し、意見聴取する等の配慮が必要であると考えます。

私たち市民検討委員会と並行して、この問題に取り組んでいる庁内検討委員会及び庁内検討委員会作業部会が、この報告をもとに、今後条例案を作成する予定であることを伺っていますが、是非、条例案作成の際には、この報告を参考に、パブリック・コメント手続等多くの市民から意見を聞く機会を設けていただきたいと思います。

おわりに、どんなに崇高な条例や制度を構築したとしても、その運用が適切に行われなければ何の役にも立たないということを是非ご理解いただき、この条例が成立した際には、市民参画推進の窓口を一本化して、制度が適切に運用できるように配慮してください。

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について
－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－

平成２２年１０月１日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
事務局 北本市総合政策部協働推進課